

大分県アーチェリー協会【規約】

第1章 名称

第1条 本協会は大分県アーチェリー協会(以下、「本協会」という)とする。

第2章 本部及び事務局

第2条 本協会本部は 事務局長 方へ置く。

第3章 目的

第3条 本協会は大分県内におけるアーチェリー諸団体を統轄し、これを代表する団体であってアーチェリーの健全なる普及、発展を図ることを目的とする。

第4章 事業

第4条 本協会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 アーチェリーの普及、発展に関する一切の事業
- 3 (公社)全日本アーチェリー連盟(以下、全日本アーチェリー連盟という)公認競技会の開催、定例射会の開催
- 4 全日本アーチェリー選手権大会等各種競技会への選手、役員を選定、派遣
- 5 本協会所属員の登録
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

第5章 組織

第5条 本協会は、県下各市郡のアーチェリー協会及びその他アーチェリー諸団体を以って組織する。
但し居住地に協会がない場合、当分の間、仮加入を認める。
尚、県下各市郡アーチェリー団体から支部設置の申請があれば、理事会に諮り、適当と認められた場合は承認するものとする。

第6章 登録加入

第6条 新たに登録加入を希望する団体及び個人は、協会備え付けの申請書に所定の事項を記入し事務局宛てに申し込むものとする。

- 2 本協会への団体及び個人の加入登録は、理事会の決議による。
- 3 本協会への団体及び個人は会費を納入し、本協会備え付けの会員名簿に登録した後に会員になる。
- 4 会員の資格を得た者は、全日本アーチェリー連盟に申請登録することができる。
- 5 会員の区分は次のとおりとする。

正会員は、本協会の会員のうち、全日本アーチェリー連盟に登録した一般の者とする。

準会員は、本協会の会費を納めた者及び学生とする。

但し、大分県身体障害者アーチェリー協会(以下、「身障協」という)・大分県高等学校体育連盟(以下、「高体連」という)及び大学の各代表者については、正会員扱いとする。

第7章 脱退、除名

第7条 本協会員で本規約に違反する行為があった場合、理事会は本人に、しかるべき弁明の機会を与えた後、特に理由をつけることなく、加盟権を一時停止又は除名することができる。

第8章 加入団体の権利及び義務

第8条 加入団体の代表者は、正会員より理事を選出し、理事会に参加することができる。

但し、大分県高等学校体育連盟の代表者については、この限りではない。

- 2 加入団体の所属員は本協会主催又は後援の各種行事に参加することができる。
- 3 加入団体は本協会に対し規約、諸規定並びに年間事業計画書、会員名簿を提出しなければならない。

第9章 会費納入

第9条 加入団体及び個人登録者は理事会で決められた会費を納入するものとする。

第10章 役員

第10条 本協会に次の役員を置く。

- ①顧問若干名 ②会長1名 ③副会長3名以内 ④理事長1名
- ⑤副理事長3名以内 ⑥事務局長1名 ⑦会計1名 ⑧理事若干名 ⑨監事2名

第11条 会長、副会長、顧問は理事会で推挙し、決定する。

第12条 会長は本協会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長、事故ある時はこれを代行する。

第13条 理事長、副理事長、事務局長、会計は、理事の互選により決定する。

- 2 理事長は理事会を代表し、本協会の業務を総理する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
- 4 事務局長は本協会の業務を掌理する。
- 5 会計は本協会の会計に係る事務を担当する。

第14条 理事は各市郡協会・身障協・高体連より推挙し、理事会が、必要と認めた場合に限り、本協会員の中から理事を推薦することができる。

2 第10条の役員に推薦され互選された所属団体の理事については新たに理事を選出することができる。

3 理事会は本協会の業務を執行する。

第15条 監事は理事会において選出し会計を監査する。

第16条 全日本アーチェリー連盟の正会員として会長が本協会を代表する。

第17条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、欠員による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11章 会議

第18条 会議は総会、理事会、執行委員会とする。

第19条 総会は、本協会の最高決議機関である。

第20条 理事会は次の事項を審議する。

①本規約の改廃 ②役員推挙および選出 ③予算及び決算 ④その他の決議事項は理事会で決議する。

第21条 会長、副会長、顧問は、執行委員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 総会及び理事会は3分の2以上(委任状を含む)出席しなければ、会議を開催することができない。

3 理事会の決議は理事の過半数以上(委任状を含む)をもって定め可否同数の場合は議長がこれを定める。

4 理事会は必要に応じ理事長が召集し、理事長が議長となる。

5 執行委員会は理事長、副理事長、事務局長、会計、各専門部長で構成する。

6 執行委員会は必要に応じて理事長が召集し、開催することができる。

7 執行委員会は理事会議案を作成し理事会に提案し、理事会にて議決後に業務を執行する。

8 理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面を事務局に提出して、代理人(正会員・準会員に限る)によってその議決権を行使する事ができる。

第22条

2 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を事務局に提出して、代理人(正会員・準会員に限る)によってその議決権を行使する事ができる。

第12章 専門委員会

第23条 本協会目的達成の為、次の専門部を置く。これ以外に理事会が必要と認めた場合は専門委員会を設置することができる。

① 競技部

② 強化部

③ 普及部

第13章 会計

第24条 本協会の経費は次に掲げるもので支弁する。

1 会計処理は会計処理規則による

2 本協会の財産日録に記載された財産

3 会費及び入会金

4 事業に伴う収入

5 その他の収入

第25条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算案は毎年2月末日までに事務局が作成し、理事会に提出し、承認を得なければならない。

第26条 本協会の決算案は毎年度終了1ヶ月以内に作成し、財産日録及び報告書と共に監事の意見書を添えて総会に提出し、承認を得なければならない。

第14章 事務局

第27条 本協会は事務処理のため事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

第28条 事務局の構成及び職員に関する事項は理事会において決定する。

第15章 付則

第29条 本規約の改正は理事会において3分の2以上の同意を必要とする。

第30条 本規約の細則は、別に定めることができる。

第31条 本規約は、昭和63年4月1日より施行する。

平成 4年 4月 1日改定増補

平成16年 4月 1日改定増補

平成17年 4月 1日改定増補

平成21年 4月 1日改定増補

平成22年11月 7日改定増補

平成23年 4月 3日改定増補

平成24年 4月15日改定増補

平成27年 4月29日改定増補

大分県アーチェリー協会【会計処理規則】

(目的)

第1条 この規則は、大分県アーチェリー協会規約 第30条の規程に基づき、会計に関し必要な事項を定め、会計処理を正確に処理し、協会の収支の状況及び財産の状態を明らかにし、能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、大分県アーチェリー協会に関する事項に適用する。

(会計年度)

第3条 会計年度は事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、次の規程に基づき区分する。特別会計は事業遂行上必要のある場合は協会の理事会に図り承認を得て設けるものとする。

- (1) 一般会計 (会費収入に伴う事業及び県協主催試合の参加費に係る収支等)
- (2) 特別会計 (国体に係る経費及び全日・全九ア連盟主催試合に係る事業費等)

(会計責任者)

第5条 会計責任者は事務局長とする。

(勘定科目)

第6条 収支については、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第7条 会計帳簿は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----------------|-----------|
| (1) 主要簿 | ① 会計伝票(または仕訳書) | ② 総勘定元帳 |
| (2) 補助簿 | ① 現金・預金出納簿 | ② 会費明細台帳 |
| | ③ 備品台帳 | ④ その他の補助簿 |

2. 事務局長は、資産及び出納がもれなく把握される限りにおいて、文書による指示により、前項の帳簿の全部または一部を免除することができる。

(会計伝票)

第8条 収支は、会計伝票により処理し、会計帳簿は、会計伝票に基づいて記帳する。

2. 会計伝票の種類は、入金伝票、出金伝票、振替伝票の3種類とする。
3. 会計伝票には収支が正当であり、計算が正確である証拠書類に基づいて発行し、その証拠書類は必ず添付しなければならない。
4. 経理に関しては、経理責任者(会計)を置くものとする。

(帳簿の更新)

第9条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第10条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 予算書類(永年) | (2) 決算書類(永年) |
| (3) 会計帳簿、伝票(10年) | (4) 証拠書類(10年) |
| (5) その他の書類(5年) | |

2. 保存期間は、会計年度終了日の翌日から起算する。
3. 保存期間の経過した帳簿書類は、会計責任者の承認を受けて処分する。

(出納責任者)

第11条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

(金銭出納)

第12条 金銭を収納したときは、会計責任者が特に認めた場合のほか、日々遅滞なく銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2. 領収書は出納責任者が発行し、特に事前に発行する場合は、会計責任者の承認を得て行うものとする。
3. 支払は少額のものを除き、原則として銀行振り込みによることとし、会計責任者の承認を得るものとする。

(金融機関との取引及び公印管理)

第13条 預金の名義人は会長とする。ただし、理事長又は事務局長を代理人とすることができる。

2. 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。
3. 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、理事長の承認を得なければ

(備品の管理)

第14条 備品として管理しなければならない消耗品、図書などの管理は、備品管理台帳を設け管理するものとする。

(予算の目的)

第15条 予算は明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第16条 協会の事業計画と予算は、毎年事業年度開始前に作成し、理事会で審議し作成する。

(予算の承認)

第17条 協会の予算は、毎年事業年度開始前に理事会で審議し、理事長が作成し、総会に提案し会員の承認を得る。

(予算の執行)

第18条 予算の執行者は理事長とする。但し20万円以上の物品の購入、処分等については理事会に諮り承認を得るものとする。

(予備費の計上)

第19条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第20条 予算の執行にあたり、理事長が特に必要と認めるときは、科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第21条 予備費を支出する必要があるときは、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第22条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得て執行するものとする。

(決算)

第23条 決算は会計年度の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その年度末の財政状態を明らかにすることを目的に決算書を作成する。

(決算書の作成)

第24条 協会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次の決算書類を作成し、総会に報告しなければならない。

- (1) 一般会計及び特別会計の収支計算書(及び総括表)
- (2) 備品台帳
- (3) 財産目録

(監査及び報告)

第25条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、事業報告書とともに総会に報告し承認を得なければならない。

(会計規則の改廃)

第26条 本会計規則の改廃については、必要に応じて理事会で審議し、総会で承認されることで行うことができる。

<附則> この規則は、平成16年4月1日から施行する。

大分県アーチェリー協会【慶弔規定】

大分県アーチェリー協会(以下、本協会という)の会員の慶弔規定に関し、以下のとおり定める。

第一章 結 婚

(会員の結婚)

第一条 本協会の正会員の結婚(初婚に限る)に際し、祝電を打電し祝福することが出来る。

(祝電の条件)

第二条 祝電は通常慶弔扱い電報とする。

(報 告)

第三条 正会員の中で結婚の決まった者は、役員又は各協会理事より、本人の姓名及び挙式する会場名・会場住所・年月日時間・電話番号等を本協会事務局へ事前に報告する。

報告を受けた事務局は、速やかに発信手配をすることとし、表示方法については第九条に準じる。但し、式場以外での挙式(自宅・海外等)の場合は、原則として届出人の住所宛に発信する。

第二章 死 亡

(会員の死亡)

第四条 正会員の死亡時は、本協会より故人の生前の活躍と冥福を祈る意味で、弔電を打電し弔意を表すことが出来る。

(弔電の条件)

第五条 弔電は通常慶弔扱い電報とする。

(報 告)

第六条 正会員の死亡に関しては、連絡を受けた役員又は各協会理事を通じて、本人の姓名及び喪主名(本人との関係)・法要を営む斎場名(もしくは自宅)・年月日時間・電話番号等を本協会事務局へ報告する。

報告を受けた事務局は、速やかに弔電の発信手配をすること。

(役員の死亡)

第七条 生前、本協会のために活躍し本協会の発展に寄与された、役員(正会員)には、献花等を祭壇に供え故人の冥福を祈る。

(関係者の死亡)

第八条 本協会と密接に関係のある諸団体又は個人については、特別に会長が認めた場合に限り献花等を祭壇に供え故人の冥福を祈る。

(献花等の手配)

第九条 第六条に加え、取扱葬儀社の電話番号等の報告を受けた事務局は、献花等の手配をする。

献花等への表示方法:大分県アーチェリー協会 会長 ○○ ○○ 他 役員一同

第三章 費 用

(費用の処理)

第十条 慶弔に関する諸費用は、慶弔予算より実情に即して支出する。

精算に関しては、「大分県アーチェリー協会」宛の領収書等を必要とする。

第四章 付 則

(規定の改定)

第十一条 本規定は実情に即して、理事会の議決により改定することが出来る。